

とやま中央会 FAX 情報

2016. 7. 15 発行 No.491

「中小企業等経営強化法」施行 設備投資などによる生産性向上を集中支援！

「中小企業等経営強化法」が平成28年7月1日に施行されました。

本法律では、中小企業・小規模事業者・中堅企業等を対象として、各事業所管大臣による事業分野別指針により事業者が行うべき経営力向上のための取組みが業種別に示されているほか、経営力向上計画を策定し担当省庁による認定を受けることで、認定計画に基づき取得した一定の機械・装置の固定資産税の軽減措置や金融支援を受けることができます。

1. 法律の概要

(1) 事業分野別の経営力向上のための指針

事業所管大臣は、事業者が行うべき経営力向上のための取組（顧客データの分析、ITの活用、財務管理の高度化、人材育成等）について示した「事業分野別指針」を策定します。具体的には、製造、卸・小売、外食・中食、宿泊、医療、介護、保育、貨物自動車運送業船舶、自動車整備等が公表されています。

(2) 経営力向上計画の認定及び支援措置

中小企業・小規模事業者等は、人材育成、コスト管理のマネジメントの向上や設備投資等、事業者の経営力を向上させるための取組内容などを記載した事業計画（「経営力向上計画」）を作成します。計画の認定を受けた事業者は、機械及び装置の固定資産税の軽減（資本金1億円以下の会社等を対象、3年間半減）や金融支援等（低利融資、債務保証等）の特例措置を受けることができます。

2. 中小企業等経営強化法による支援の流れ

①経営力向上計画を策定

現状認識、目標、取組内容などを記載する

実質2枚の様式により策定します。

↓

②担当省庁による認定

担当省庁に事業分野別指針等にとつて計画を提出し、認定を受けます。

↓

③固定資産税の軽減措置等

対象事業者：資本金1億円以下の会社、個人事業主など

対象設備：160万円以上の機械及び装置であること（新品）

要件：生産性が年平均1%以上向上する設備
※計画申請を受ける際、「工業会等による証明書」が必要です。

そのほか、信用保証協会による信用保証の枠の拡大などの金融支援を受けることができます。

3. お問い合わせ先

中小企業庁 事業環境部 企画課 経営力向上
計画相談窓口

TEL：03-3501-1957

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

◇ 富山県商業活性化施策に係る各種補助事業の第2期募集について

県では、富山県商店街活性化施策に係る下記の各種補助事業の第2期募集を行っています。

詳しくは下記の富山県商業まちづくり課ホームページをご覧ください。

1. 募集事業

(1) 富山県がんばる商店街支援事業

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1306/kj00005200.html

(2) 富山県外国人旅行者おもてなし事業

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1306/kj00016465.html

2. 募集期間

平成28年8月12日(金)まで

3. お問い合わせ先

富山県商工労働部 商業まちづくり課 商業活性化係

TEL: 076-444-3253

または各市町村商業振興担当課

◇ 知事のタウンミーティング開催について ～本県の新しい未来を構想する～

県では、本県の10年先、20年先、あるいは30年先を見据え、経済、文化やこれらを担う人づくりなどを中心とした「富山県経済・文化長期ビジョン」を策定することとしています。

ふるさと富山県の新しい未来を構想し、新たな成長、飛躍に結びつけ、活力と魅力あふれる県として、次の世代に継承、発展させていくためのビジョンについて、知事が直接県民の皆さんと語り合うタウンミーティングを次のとおり

県内3ヶ所で開催いたします。たくさんのご来場をお待ちしております。(入場無料・事前申し込み不要)

1. 開催日時及び場所

(1) 富山会場

日時: 平成28年7月31日(日)

14:00～16:00

場所: 富山県民共生センター「サンフォルテ」

(富山市湊入船町6-7)

(2) 県西部会場

日時: 平成28年8月7日(日)

14:00～16:00

場所: 高岡市ふれあい福祉センター

(高岡市博労本町4番1号)

(3) 新川会場

日時: 平成28年8月21日(日)

14:00～16:00

場所: ホテルグランミラージュ

(魚津市吉島1-1-20)

2. テーマ

本県の新しい未来を構想する～「富山県経済・文化長期ビジョン」について～

3. お問い合わせ先

富山県知事政策局 総合計画・政策評価担当

TEL: 076-444-9609

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1118/kj0000975-001-01.html

◇ 「ストレスチェック」実施促進のための助成金のご案内

当助成金は、従業員数50人未満の事業場が、医師・保健師などによるストレスチェックを実施し、また、医師によるストレスチェック後の

元気いっぱいファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

面接指導などを実施した場合、事業主が費用の助成を受けることができる制度です。従業員のメンタルヘルス不調の未然防止のために、ぜひ、ご活用ください。

1. 支給要件

- ①労働保険の適用事業場であること。
- ②派遣労働者を含めて常時 50 人未満の事業場であること。
- ③ストレスチェックの実施者及び実施時期が決まっていること。(登録後 3 か月以内に支給申請まで終了できる実施時期であること)
- ④事業者が産業医資格を持った医師を選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部又は一部を行わせること。
- ⑤ストレスチェックの実施及び面接指導等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること。

2. 助成対象・助成額

- (1) ストレスチェック(年 1 回)を行った場合
1 従業員につき 500 円を上限として、その実費額を支給。
- (2) ストレスチェック後の面接指導などの産業医活動を受けた場合
1 事業場あたり、産業医 1 回の活動につき 21,500 円を上限として、その実費額を支給。(支給対象とする産業医活動は、1 事業場につき年 3 回を限度とする。)

3. お申込み・お問合せ先

(独) 労働者健康安全機構 産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

TEL : 0 4 4 - 5 5 6 - 9 8 6 6

<http://www.johas.go.jp/sangyouhoken/stress-check/tabid/1005/Default.aspx>

◇ 伝統と革新の価値から見える「クリエイティブ経営戦略」セミナーの開催について

富山県新世紀産業機構では、県内中小企業者がクリエイターを活用し、販路拡大などの経営課題解決を図る事業に対して、経費の一部を助とやま中央会 F A X 情報 No.4 9 1

成する「クリエイティブ産業振興事業」を実施しています。この事業の一環として、下記のとおりセミナーを開催いたします。(受講無料)

1. 開催日時

平成 2 8 年 7 月 2 6 日 (火) 13:20~16:10

2. 開催場所

技術交流ビル 2 F 研修室(富山市高田 5 2 9)

3. プログラム

(1) 基調講演 13:30~15:00

テーマ: 伝統と革新の価値から見える「クリエイティブ経営戦略」

講師: 富山大学 芸術文化学部

教授 内田 和美 氏

(2) 支援事例発表 15:10~15:55

・「組子デザイン作成ソフト機能拡張プログラムの構築」

(株)タニハタ (富山市上赤江町)

・「POUND HOUSE トータルデザイン・ブランディング」

(有)パウンドハウス富山(富山市堀川小泉町)

・テーブルプロジェクションマッピング! 「地産地消の食材がお皿の上に乗るまでの課程を映像化の開発」

(有)池上旅館 (魚津市北山)

(3) 事業紹介 15:55~16:10

4. お申込み・お問合せ先

公益財団法人富山県新世紀産業機構 中小企業支援センター 情報サービス課

TEL : 0 7 6 - 4 4 4 - 5 6 0 4

<http://www.tonio.or.jp/semi/semi20160726/>

◇ 平成 27 年度補正「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」の 2 次公募について

国会及び全国中央会では、平成 2 7 年度補正「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」の 2 次公募を以下のとおり 7 月 8 日より開始しました。

1. 補助対象事業

本事業では、【革新的サービス】、【ものづ

くり技術】の2つの類型があります。それぞれについて、「一般型」「小規模型」があります。

(1) 一般型

- ・補助上限額：1,000万円
- ・補助率：2/3以内
- ・設備投資が必要
- ・補助対象経費：機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費

(2) 小規模型

- ・補助上限額：500万円
- ・補助率：2/3以内
- ・設備投資が必要
- ・補助対象経費：機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費

2. 公募期間

平成28年8月24日(水)まで(当日消印有効)

3. 留意点

- ①採択予定件数は全国で概ね100件程度を予定するものとなります。
- ②補助事業実施期間は、交付決定日(概ね平成28年11月中旬)から平成28年12月31日(土)までです。この期間において、発注、納入、検収、支払等のすべての事業手続きが完了することが必要です。
- ③7月1日に施行された中小企業等経営強化法に関する「経営力向上計画」の認定を受けたことが確認できた場合には、審査において加点されます。

4. お問い合わせ先

本会 ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金 富山県地域事務局
TEL: 076-482-5738

<https://www.chuokai-toyama.or.jp/mono/monodukuri27.html>

◇ 労務管理実務セミナーの開催について

本会では、雇用形態の多様化に対応していくことをテーマに企業における適切な労務管理、パート、女性、高齢者等を活用した企業の取り組み事例及び活用可能な助成金等について説明を行うセミナーを下記のとおり開催いたします。なお、セミナー後は希望の方を対象に、専門家による個別相談会を開催いたします。(参加無料)

1. 開催日時

平成28年7月25日(月)
セミナー 13:30~16:00
個別相談会 16:00~17:00

2. 開催場所

富山流通会館 中ホール
(富山市問屋町1-3-18)

3. セミナーテーマ

- (1) 「雇用多様化時代の労務管理の基礎」
- (2) 「多様な人材を活用した企業取り組み事例、助成金の活用」

4. セミナー講師

河合中小企業診断士・社会保険労務士事務所
代表 河合 正尚 氏

5. お問い合わせ・お申込み先

本会 流通・労働支援課(担当:佐伯)
TEL: 076-424-3686
https://www.chuokai-toyama.or.jp/topics_detail.phtml?Record_ID=4c804e7edb5d46113e8d27c7d16ca4e7&TGenre_ID=001



発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階
URL: <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835